川崎市上下水道局公告第31号

一般競争入札について次のとおり公告します。

ます。

令和 7年 4月 22日

川崎市上下水道事業管理者 白 鳥 滋 之

(案件1)

(条件1)	til to the so other tite to the sound
競争入札に 付する事項	件 名 六郷ポンプ場改築土木その2工事
	履行場所 川崎市川崎区本町2-4
	履行期間 契約の日から令和8年2月27日まで
	(1)川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2)川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3)次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
	ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シ
	ステムによる申込ができません。
	┃ ┃(4)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「一般土木」ランク┃
	「A」で登録されていること。
	(6) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場
	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建
	設業の許可でも可とします。
	また、本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未
参加資格	満となった場合は特定建設業の許可を要しません。
	(7)監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
	※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなけれ
	ばなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)。
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場
	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技
	術者でも可とします。
	本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満とな
	った場合は監理技術者を要しません。
	また、本工事の請負代金が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未
	満となった場合は専任を要しません。
	なお、建設業法第26条第3項ただし書及び同項第2号により専任義務を緩和する場合
	の監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現
	場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
	情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円
	未満(建築一式工事については2億円未満)の工事については2現場までの兼務を可とし

詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。

契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和7年5月26日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札 参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

競争入札に 付する事項	件 名	鷺沼配水所 宮崎送水ポンプ1,2,3号更新工事
	履行場所	川崎市宮前区土橋3丁目1番1号(鷺沼配水所)
	履行期間	契約の日から令和8年6月30日まで

- (1)川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
- (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
 - ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
 - イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
 - ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
 - ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。
- (4) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「その他の機械設置」 で登録されていること。
- (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
- (6)機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。

また、本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。

- (7) 監理技術者資格者証(業種「機械器具設置」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
 - ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません (別に定める場合は、この限りではありません。)。

ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。

本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。

また、本工事の請負代金が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未満となった場合は専任を要しません。

なお、建設業法第26条第3項ただし書及び同項第2号により専任義務を緩和する場合の監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。

情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円 未満(建築一式工事については2億円未満)の工事については2現場までの兼務を可とし ます。

詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。

ただし、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行う ことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。

また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。

参加資格

	(8)次の類似工事施工等実績(元請に限る。)を平成22年4月1日以降に有すること。
	地方公共団体等(法人税法別表第一に掲げる法人)発注の水道施設(※)の工事におい
	て、送水ポンプ又は配水ポンプの製作及び据付工事について元請けとしての完工実績
	ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
	※ 水道施設とは、水道法第3条第8項に定義される施設
契約条項を	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地)
示す場所等	電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和7年5月26日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札 参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。